

データ資料 3 8 水質汚濁防止法に基づく業種別特定事業場数

法施行令別表第 1 の番号	業種名又は特定施設名	水質汚濁防止法に基づくもの			瀬戸内法の適用を受けるもの(再掲)		
		平均排水量が30以上のもの	平均排水量が30未満のもの	平均排水量が50以上のもの	小計	平均排水量が30以上のもの	平均排水量が30未満のもの
1	鉱業	1			1		
1の2	畜産農業	317			317		
2	畜産食料品製造業	37		13	50	6	6
3	水産食料品製造業	83		1	84	1	1
4	保存食料品製造業	156		8	164	6	6
5	みそ・醤油等製造業	61		5	66		
8	パン・菓子製造業	29		3	32	3	3
9	米菓製造業	19			19		
10	飲料製造業	57		11	68	6	6
11	動物系飼料等製造業	4		1	5		
12	動植物油脂製造業	5			5		
14	でん粉製造業	2			2		
16	めん類製造業	65		3	68	2	2
17	豆腐等製造業	260		4	264	2	2
18の2	冷凍調理食品製造業	2		2	4	1	1
19	紡績業等	341(6)		22(5)	363(11)	13(5)	13(5)
20	洗毛業	1			1		
21	化学繊維製造業			2(1)	2(1)	1(1)	1(1)
21の3	合板製造業	1		1	2		
22	木材薬品処理業	5(4)			5(4)		
23	パルプ・紙等製造業	27			27		
23の2	新聞・出版・印刷・製版業	13(2)		1(1)	14(3)	1(1)	1(1)
24	化学肥料製造業	1(1)		1(1)	2(2)		
26	無機顔料製造業						
27	その他無機化学工業製品製造業	7(3)			7(3)		
28	カーバド法アクリル誘導品製造業	1			1		
30	発酵工業			1	1		
31	メタン誘導品製造業	1			1		
32	有機顔料等製造業	1(1)			1(1)		
33	合成樹脂製造業	2(1)		1	3(1)	1	1
34	合成ゴム製造業	1(1)			1(1)		
39	硬化油製造業			1	1	1	1
43	写真感光材料製造業			1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
44	天然樹脂製品製造業	1			1		
46	その他有機化学工業製品製造業	4(1)		5(2)	9(3)	2(1)	2(1)
47	医薬品製造業	4(1)		1(1)	5(2)		
50	試薬製造施設	1(1)			1(1)		
51の2	自動車用タイヤ等製造業	1			1		
52	皮革製造業	2			2		
53	ガラス等製造業	5(3)		5(4)	10(7)		
54	セメント製品製造業	46(44)			46(44)		
55	生コンクリート製造業	72(52)		4(1)	76(53)	2(1)	2(1)
56	有機質砂かべ材製造業	1(1)			1(1)		
58	窯業原料精製業	2			2		
59	碎石業	8(1)		1	9(1)	1	1
60	砂利採取業	48(1)		2	50(1)	1	1
61	鉄鋼業	1			1		
62	非鉄金属製造業	2(2)			2(2)		
63	金属製品製造業	10(5)		9(6)	19(11)	4(1)	4(1)
63の2	空びん卸売業	5		1	6	1	1
64	ガス供給業	1(1)			1(1)		
64の2	水道施設	10		7	17	2	8
65	酸・アルカリ表面処理施設	60(27)		17(14)	77(41)	1(1)	10(8)
66	電気メッキ施設	11(7)		5(5)	16(12)	2(2)	2(2)
66の2	旅館業	1441		65(1)	1506(1)	22	22
66の3	共同調理場	5		3	8	2	2
66の4	弁当仕出・製造業	14		12	26	6	6
66の5	飲食店	22(1)		23(1)	45(2)	9	9
67	洗たく業	400(23)		13(1)	413(24)	1(1)	7(1)
68	写真現像業	43(2)			43(2)		
68の2	病院(300床以上)	8		6(1)	14(1)	6(1)	6(1)
69	解体施設	2					
69の3	地方卸売市場			1	1		
70の2	自動車分解整備事業	7(1)			7(1)		
71	自動式車両洗浄施設	426(1)		2(1)	428(2)	1	1(1)
71の2	試験研究機関	61(47)		13(9)	74(56)	6(5)	6(5)
71の3	一般廃棄物処理施設	14(7)		2(1)	16(8)	2(1)	2(1)
71の4	産業廃棄物処理施設	6(1)		2(1)	8(2)	1	1
71の5	トクワド、トクワド又はジカドによる洗浄施設	17(15)		2(1)	19(16)		
72	し尿処理施設	7(1)		147(5)	154(6)	1(1)	52(2)
73	下水道終末処理施設			36(15)	36(15)		
74	共同排水処理施設	4		3	7	1	1
指定地域特定施設	浄化槽(201~500人槽)	133(1)		133(1)	266(2)	6(3)	189(32)
合 計		4405(266)		602(80)	5007(346)	6(3)	195(35)

(注) 1 淀川流域以外の特定事業場については、50 /日以上のものとそれ未満のものに分けています。

2 ()内の数は有害物質を排出するおそれのあるもので、内数です。

3 指定地域特定施設は、淀川流域のみに係るものです。